

団体交渉速報

未払い賃金を支給しないのは、組合のせい？

組合は3月12日に、東北大学との団体交渉を行いました。本団体交渉は、2月5日に組合側から申し入れたものです。

大学当局は医療職員へ未払い状態を3年以上も放置しながら、「組合が妥結に応じないから払わない」という許しがたい姿勢を示しました。

<交渉事項>

1. 医療職員の未払い賃金について

組合は着替え・情報収集の40分、3年間分の支払いを要求しているが、当局は今回も着替え分のみの1日あたり10分間分、1年間分のみを提案した。組合は要求を引き下げる考えはないが、まず10分・1年間分を支払うよう求め、いつ支給するのかを問うた。当局は、組合と妥結しなければ支払わないと発言。「組合が妥結に応じないから払わない」という脅迫的な姿勢を示した。

2. 有期雇用職員の無期化等について

当局は、5年もしくは10年で雇止めする方針を変えないと明言。大量雇止めが生じた8年前と同様、業務と財務の永続性を理由として説明したが、組合は業務・財務の状況は大きく変わっていることを指摘。根本的な見直しを要求した。

3. 人勧対応の給与見直しについて

2025年夏の人事院勧告で示された駐車場利用手当について、東北大学の駐車場利用者の支払いが入構負担金だという理由で拒否。非正規雇用職員へのボーナスの支払いについても、全く誠意のない姿勢で拒否した。

4. 労務担当理事の団体交渉に関する姿勢について

組合が交渉事項として求めている軍事・国防に関する研究等、および部局長の選考方法の変更について、今回も当局は交渉自体を拒否。労働者としての懸念を訴えても、職場の民主化を求めても、交渉で扱わないという当局の姿勢は、労使の信頼関係を一方的に損なうものであると厳しく糾弾した。

山下労務担当理事は、総長から一任されていると言うが、いずれの事項についても既定の発言を繰り返し、組合との話し合いを受けて何ら自ら判断することなく、極めて不誠実な対応に終始した。組合は、団体交渉に総長が出席するか、総長と直接協議する場を設けるよう強く求めた。